

郡山市総合地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第24号

郡山市総合地方卸売市場条例の一部を改正する条例

郡山市総合地方卸売市場条例（平成13年郡山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（食品等持続的供給法に係る公表）</u> <u>第54条の2 市長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、以下の事項を公表するものとする。</u></p> <p><u>（1）食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下この条において「食品等持続的供給法」という。）第36条各号に掲げる措置の内容</u></p> <p><u>（2）取扱品目のうち食品等持続的供給法第42条第1項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）</u></p> <p><u>（3）前号に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p>	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。